監督命令

平成２５年（再）第１号
兵庫県姫路市平野町43番地
再生債務者　三和建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区多聞通２丁目１番７号法友会館４階　多聞法律事務所　弁護士　中川　勘太
3　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成25年４月23日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（再）第２号
兵庫県たつの市神岡町奥村46番地の１
再生債務者　辻元工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区播磨町49神戸旧居留地平和ビル２階　弁護士法人あさひ法律事務所　弁護士　吉村　　弦
3　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成25年４月26日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
福岡県筑紫野市大字筑紫667番地173
再生債務者　梶原　　厚
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月12日から平成25年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

保全管理命令中更正

平成２５年（再）第１号
高知市長浜4450番地１
再生債務者　株式会社セネカ
1　主文　当裁判所が平成25年４月19日になした保全管理命令中「保全管理人による管理を命ずる。」とあるのを「破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。」と更正する。
2　決定年月日　平成25年４月24日
高知地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
群馬県藤岡市中栗須390番地
再生債務者　株式会社スーパーセンターフィール
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月24日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再）第３号
群馬県藤岡市藤岡329番地
再生債務者　春山　武三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月24日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（再）第１号
石川県白山市湊町井１番地１
再生債務者　西村織物株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月25日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年４月26日　金沢地方裁判所

平成２４年（再）第１２号
大阪市西区新町１丁目25番18号サンタンビル304号室、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目５番８号
再生債務者　吉野教育図書株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目17番11号
再生債務者　中條建設工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月24日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
奈良県桜井市安倍木材団地２－９－10、商業登記簿上の本店所在地奈良県橿原市新口町118番地の２
再生債務者　株式会社ニノクチ製作所
代表者代表取締役　福井　孝尚
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年４月25日　奈良地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１３号
栃木県宇都宮市江曽島５丁目４番７号
再生債務者　湯川　徳子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第２９号
埼玉県日高市大字中鹿山568番地23
再生債務者　河野　慎也
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第３９号
千葉県船橋市松が丘４丁目14番２号
再生債務者　富田　恭史
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第７１号
福岡県筑紫郡那珂川町松原２番10―910号
エバーライフパセオ博多南
再生債務者　宮崎　靖也
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月27日から平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部